

報告事項ア

令和4年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について

令和4年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告します。

令和3年11月24日

鳥取県教育委員会教育長 足羽 英樹

令和4年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

令和3年11月24日
高等学校課

1 概要

高等学校入学者選抜

- 推薦入学者選抜検査日 令和4年2月8日(火)
- 一般入学者選抜検査日 令和4年3月8日(火)～9日(水)
- 一般入学者選抜追検査日 令和4年3月14日(月)
- 推薦入学者選抜及び
 一般入学者選抜の合格発表 令和4年3月17日(木)
- 再募集入学者選抜検査日 令和4年3月25日(金)
- 特別措置による検査日 令和4年3月25日(金)
- 再募集入学者選抜の合格発表 令和4年3月28日(月)

2 主な変更点

「令和4年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項における主な変更点について
(新旧対照表)」(別添)のとおり

3 主な配付先

県内高等学校、県内中学校、県内特別支援学校、米子工業高等専門学校、市町組合立教育委員会、県外指定地域教育委員会、県外指定地域中学校、各教育局、都道府県教育委員会、文部科学省、報道機関他、約900部配付(昨年度も約900部配付)

4 その他

(1) 東・中・西部3地区において、説明会を実施

地区	期 日	時 間	会 場
東部	令和3年10月29日(金)	午後 2時30分 ～ 4時45分	鳥取県東部庁舎
中部	令和3年10月25日(月)	午後 2時30分 ～ 4時45分	まなびタウンとうはく
西部	令和3年10月26日(火)	午後 2時30分 ～ 4時45分	県立武道館

(2) 本要項は、県教育委員会高等学校課のホームページでも公開

令和4年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項
における主な変更点について（新旧対照表）

高等学校課

項 目	変更理由	該当 ページ	変 更 内 容	
			【令和4年度（変更後）】	【令和3年度（変更前）】
1 入学選抜 手数料、 証紙の廃止 入学料の 納付	鳥取県収入 証紙の廃止 に伴い、入学 選抜手数料、 入学料の納 付方法を更 変したため。	8	●エ出願（ア）出願方法 b （a） 納付書 による納付 入学選抜手数料納付済証 を推薦入 学志願書の所定の欄に貼り付ける。 （ 領収日付印が押印されているこ とを確認すること。 ）	●エ出願（ア）出願方法 b （a） <u>鳥取県収入証紙</u> による納付 推薦入学志願書の所定の欄に貼り 付ける。（ <u>消印をしてはならない。</u> ）
		9 11 18	●エ出願（エ）出願の受付 a ●ア出願（エ）出願の受付 a ●イ出願（エ）出願の受付 a なお、入学選抜手数料について、 削 除 現金による納付の（略）	●エ出願（エ）出願の受付 a ●ア出願（エ）出願の受付 a ●イ出願（エ）出願の受付 a なお、入学選抜手数料について、 <u>鳥 取県収入証紙による納付の場合は、 当該高等学校の受付印で推薦入学 志願書の鳥取県収入証紙を消印す る。現金による納付の（略）</u>
		11	●ア出願（ア）出願方法 （a） 納付書 による納付 入学選抜手数料納付済証 を入学志 願書の所定の欄に貼り付ける。（ 領 収日付印が押印されていることを 確認すること。 ）	ア出願（ア）出願方法 （a） <u>鳥取県収入証紙</u> による納付 入学志願書の所定の欄に貼り付 ける。（ <u>消印をしてはならない。</u> ）
		12	●イ志願変更（ア）志願変更手続 b 志願変更許可書の交付並びに出 願書類の返付（b） 先に受け付けた出願書類のうち、入 学志願書、 入学選抜手数料納付済証 又は現金領収証書は、別に保管す る。	●イ志願変更（ア）志願変更手続 b 志願変更許可書の交付並びに出 願書類の返付（b） 先に受け付けた出願書類のうち、入 学志願書、 <u>収入証紙（消印済）</u> 又は 現金領収証書は、別に保管する。
		27	●9その他（2）ア 合格者は、各高等学校長が配付する 入学許可願（鳥取県立高等学校学則 様式第2号の2、鳥取県立高等学校 通信教育規則様式第3号の2）に必 要事項を記入の上、所定の入学料の 金額を 納付書により納入し、入学料 納付済証 を貼り付けて提出しなけ ればならない。（略）	●9その他（2）ア 合格者は、各高等学校長が配付する 入学許可願（鳥取県立高等学校学則 様式第2号の2、鳥取県立高等学校 通信教育規則様式第3号の2）に必 要事項を記入の上、所定の入学料の 金額に相当する <u>鳥取県収入証紙（消 印をしてはならない。）</u> を貼り付 けて提出しなければならない。（略）
		45	削除	2 注意事項（2） 入学選抜手数料の納付方法につい ては、鳥取県収入証紙又は現金以外 にも、規則で定める他の方法によ ることができるので、志願先高等学 校又は高等学校課に問い合わせる こと。（P.86）

1	入学選 手数料、 証紙の廃 止入学料 の納付	鳥取県収入 に伴い、入学 選 hands 手数料、 入学料の納 付方法を変 更したため。	66	●様式第 15 号 備考 日付は志願変更を許可した日とする。定時制課程から全日制課程へ志願変更する際には、差額に相当する額の納付済証が貼り付けられていることを確認して押印すること。	●様式第 15 号 備考 日付は志願変更を許可した日とする。定時制課程から全日制課程へ志願変更する際には、差額に相当する額の鳥取県収入証紙が貼り付けてある場合には、この収入済印を証紙にかからないように押印すること。
2	受検証送 付用封筒 に貼る郵 券料金	郵便料金が 改定された ため。	9 11 17	●エ出願 (ア) 出願方法 e ●ア出願 (ア) 出願方法 e ●イ出願 (ア) 出願方法 d 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、674円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒(縦23cm×横12cm)を同封すること。	●エ出願 (ア) 出願方法 e ●ア出願 (ア) 出願方法 e ●イ出願 (ア) 出願方法 d 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、704円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒(縦23cm×横12cm)を同封すること。
3	学習成績 分布表の 提出	出願に係る 手続きを簡 素化するた め。	9	削除	●エ出願 d (c) 学習成績分布表 (様式第 3 号)
			11	削除	●ア出願 d (b) 学習成績分布表 (様式第 3 号)
			20	削除	●ア出願手続 (ウ) 学習成績分布表 (様式第 3 号)
			9	●エ出願 f 中学校長は、令和 4 年 2 月 2 日 (水) の正午までに、学習成績分布表 (様式第 3 号) を県教育委員会 (高等学校課) に提出しなければならない。なお、郵送の場合は、書留によることとする。を追加。	—
			11	●ア出願 f 中学校長は、令和 4 年 2 月 2 1 日 (月) の正午までに、学習成績分布表 (様式第 3 号) を県教育委員会 (高等学校課) に提出しなければならない。(推薦入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。) なお、郵送の場合は、書留によることとする。を追加。	—
			12	●イ志願変更 (ア) c (a) 出身中学校の校長は、出願に必要な書類 (削除) に、志願変更許可書を添えて、志願変更受付期間内に新たに志願する高等学校長に提出しなければならない。	●イ志願変更 (ア) c (a) 出身中学校の校長は、出願に必要な書類 (新規に出願する高等学校 (課程別) の場合は、学習成績分布表 (様式第 3 号) を含む。) に、志願変更許可書を添えて、志願変更受付期間内に新たに志願する高等学校長に提出しなければならない。

3	学習成績分布表の提出	出願に係る手続きを簡素化するため。	17	<p>●イ出願 c 中学校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに調査書（様式第 1 号）（削除）を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。</p>	<p>●イ出願 c 中学校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに調査書（様式第 1 号）<u>及び学習成績分布表（様式第 3 号、新規に出願する高等学校（課程別）にのみ提出する。）</u>を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。</p>
			17	<p>●イ出願 e 中学校長は、令和 4 年 3 月 2 4 日（木）の正午までに、学習成績分布表（様式第 3 号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。（推薦入学者選抜または一般入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。）なお、郵送の場合は、書留によることとする。を追加。</p>	—
			20	<p>●（1）出願方法ア出願手続（イ） 中学校長は、志願先高等学校が定める実施期日までに、学習成績分布表（様式第 3 号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。（推薦入学者選抜または一般入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。）なお、郵送の場合は、書留によることとする。を追加。</p>	—
			42	<p>●（1）出願書類イ a 調査書（様式第 1 号） b 志願者数一覧表（様式第 6 号） c 推薦書（様式第 5 号）（推薦入学者選抜のみ） ※学習成績分布表（様式第 3 号）は、県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。</p>	<p>●（1）出願書類イ a 調査書（様式第 1 号） b <u>学習成績分布表（様式第 3 号）</u> c 志願者数一覧表（様式第 6 号） d 推薦書（様式第 5 号）（推薦入学者選抜のみ）</p>
			43 44	<p>●（2）出願書類イ ●（3）出願書類イ a 調査書（様式第 1 号） b 推薦書（様式第 5 号）（推薦入学者選抜のみ） ※学習成績分布表（様式第 3 号）は、県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。</p>	<p>●（2）出願書類イ ●（3）出願書類イ a 調査書（様式第 1 号） b <u>学習成績分布表（様式第 3 号）</u> c 推薦書（様式第 5 号）（推薦入学者選抜のみ）</p>

7	調査書作成上の注意事項	調査書の内容を変更したため。	48	<p>● 5 学習の記録 (1)</p> <p>A 「十分満足できる」状況と判断されるもの</p> <p>B 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの</p> <p>C 「努力を要する」状況と判断されるもの</p>	<p>● 5 学習の記録 (1)</p> <p>A 十分満足できると判断されるもの</p> <p>B おおむね満足できると判断されるもの</p> <p>C 努力を要すると判断されるもの</p>
			48	<p>● 学習の記録 (2)</p> <p>5 「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの</p> <p>4 「十分満足できる」状況と判断されるもの</p> <p>3 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの</p> <p>2 「努力を要する」状況と判断されるもの</p> <p>1 「一層努力を要する」状況と判断されるもの</p>	<p>● 学習の記録 (2)</p> <p>5 十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの</p> <p>4 十分満足できると判断されるもの</p> <p>3 おおむね満足できると判断されるもの</p> <p>2 努力を要すると判断されるもの</p> <p>1 一層努力を要すると判断されるもの</p>
			48	削除	<p>選択教科や特別の教育課程等で評定を付けている教科について記載する。第1、2学年の評定欄については、指導要録から転記し、第3学年の評定欄については、設定された目標に照らして3段階(A、B、C)で記入する。</p>
			48	<p>● 6 総合的な学習の時間に関する記録</p> <p>平成15年3月以降の中学校卒業生及び中学校卒業見込みの者について、第3学年で行った学習活動及びその評価等について記入する。なお、特別の教育課程等で、総合的な学習の時間を代替している教科についても同様とする。を追加。</p>	<p>● 6 総合的な学習の時間に関する記録</p> <p>平成15年3月以降の中学校卒業生及び中学校卒業見込みの者について、第3学年で行った学習活動及びその評価等について記入する。</p>
			49	<p>● 8 行動の記録</p> <p>第3学年の各教科、道徳、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動の状況について記入する。(削除) また、過年度卒業生については、指導要録から転記するものと(削除)する。</p>	<p>● 8 行動の記録</p> <p>第3学年の各教科、道徳、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動の状況について記入する。<u>各項目ごとに十分満足できる状況にあると判断される場合は、欄内に○印を記入する。また、特に必要があれば、項目を追加して記入する。</u>また、過年度卒業生については、指導要録から転記するものとし、該当する項目がない場合は空欄を利用して記入する。</p>
			49	削除	<p>● 10 卒業後の記録</p>

7	調査書作成上の注意事項	調査書の内容を変更したため。	49	<p>●10 特記事項</p> <p>転入学又は編入学の記録、若しくは再募集入学者選抜の志願者で一般入学者選抜を受検していないこと等、特に必要な事項があれば記入する。なお、選択教科や特別の教育課程等で評定を付けている教科については、第1、2学年の評定を指導要録から転記し、第3学年の評定については、設定された目標に照らして3段階（A、B、C）で記入する。また、過年度卒業者の卒業以後現在までの生活態度、学習状況等について、就職者はその職歴を、他の学校・専修学校又は各種学校の就学者は在学中の成績等を、無職の者は家庭での状況等を、事業主、学校からの資料又は保護者の報告に基づき記入する。枠内に書ききれない場合は、紙を貼り足して記入する（裏面添付も可）。その場合は、校長印で割印すること。中学校において記入された事項以外の資料の添付は認めない。を追加。</p>	<p>●11 特記事項</p> <p>転入学又は編入学の記録、若しくは再募集入学者選抜の志願者で一般入学者選抜を受検していないこと等、特に必要な事項があれば記入する。</p>
8	入学志願書	納付書の納付済証を貼るための余白を確保するため。	53 62	<p>●様式第4号</p> <p>●様式第12号</p> <p>A4判縦長</p> <p>入学選抜手数料納付済証貼り付け欄</p>	<p>●様式第4号</p> <p>●様式第12号</p> <p>A4判横長</p> <p>鳥取県収入証紙貼り付け欄</p>
9	推薦入学志願書の出身中学校記入欄	推薦入学者選抜受検者の実態に合わせるため。	53	<p>●様式第4号</p> <p>出身中学校記入欄の（令和 年 月 日卒業・卒業見込）</p>	<p>●様式第4号</p> <p>出身中学校記入欄の（平成・令和 年 月 日卒業・卒業見込）</p>
10	押印の廃止（調査書、志願書等の訂正印、志願変更の収入済印を除く）	鳥取県教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定に従い、一部押印を廃止するため。	11	<p>●ア出願（エ） a</p> <p>高等学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、（削除）受検証（様式第12号）を切り離して交付しなければならない。</p>	<p>●ア出願（エ） a</p> <p>高等学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、<u>校長印で割印し</u>、受検証（様式第12号）を切り離して交付しなければならない。</p>
			12	<p>●イ志願変更（ア） b（a）</p> <p>志願変更願、志願変更許可書は一枚の用紙であるので、願い出があったときには、高等学校長はこれを（削除）切り離し、志願変更願は保管し、志願変更許可書には必要事項を記入して交付するものとする。</p>	<p>●イ志願変更（ア） b（a）</p> <p>志願変更願、志願変更許可書は一枚の用紙であるので、願い出があったときには、高等学校長はこれを<u>校長印により中央で割印の上</u>、切り離し、志願変更願は保管し、志願変更許可書には必要事項を記入して交付するものとする。</p>
			18	<p>●イ出願（エ） a</p> <p>再募集入学者選抜実施校の校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、（削除）受検証（様式第12号）を切り離して（略）</p>	<p>●イ出願（エ） a</p> <p>再募集入学者選抜実施校の校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、<u>校長印で割印し</u>、受検証（様式第12号）を切り離して（略）</p>

